

茨城県立歴史館の指定管理者候補者の選定結果について

教育庁総務企画部文化課
(TEL301-5454)

茨城県立歴史館の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後、開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城県立歴史館の指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和8年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	公益財団法人茨城県教育財団																				
2 指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間																				
3 応募団体数	候補者を含めて1団体																				
4 選定方法																					
(1) 選定委員会委員数	外部委員：茨城大学教授（委員長）田中 裕 中小企業診断士（副委員長）堀田 誉 茨城県PTA連絡協議会会長草地 学 県側委員：総務部管財課公有財産維持活用推進室長 畠山 孝紀 （総務部管財課課長補佐（総括）磯崎 博志 代理出席） 教育庁総務企画部長川和田 由紀子																				
(2) 選定方法	1次審査：事業計画書等による書面審査（※応募団体が5団体以下のため省略） 2次審査：選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査																				
(3) 選定基準	<table><tr><th>選定基準</th><th>審査項目</th><th>配点</th></tr><tr><td>1 県民の平等利用の確保</td><td>・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。</td><td>適・否</td></tr><tr><td>2 施設の効用の最大限の発揮</td><td>・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。</td><td>55 点</td></tr><tr><td>3 経費の節減</td><td>・経費縮減を行える計画となっているか。</td><td>10 点</td></tr><tr><td>4 業務を安定して行う物的・人的能力</td><td>・安定した経営基盤を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか</td><td>35 点</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>100 点</td></tr></table>			選定基準	審査項目	配点	1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	適・否	2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。	55 点	3 経費の節減	・経費縮減を行える計画となっているか。	10 点	4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか	35 点	計		100 点
選定基準	審査項目	配点																			
1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	適・否																			
2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。	55 点																			
3 経費の節減	・経費縮減を行える計画となっているか。	10 点																			
4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか	35 点																			
計		100 点																			

5 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、公益財団法人茨城県教育財団を指定管理者候補者として選定しました。 ・施設の設置目的を十分理解した管理運営方針を設け、県民の平等利用の確保や施設の利用促進策にも配慮している。 ・当該施設の管理運営において、調査研究、展示、教育普及活動について相当の実績があり、施設管理に関する知識や技術を十分に有している。
--------	--